

第8準備書面の要旨

第1 はじめに（被告東電の反論と原告の再反論の概要）

原告は、被告東電に対し、原賠法3条1項に基づく請求と併せて、民法709条に基づく損害賠償請求をしている。これに対して、被告東電は、原賠法によって民法の適用は排除され、被告東電の故意・過失の審理は不要であると主張する。

そこで、本書面においては、原告の被告東電に対する請求が、原賠法3条1項及び民法709条のいずれによるものであるにせよ、原発事故に関する被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないと解釈することとは憲法14条違反であることを「第2」で、並びに原告は、被告東電の過失責任を、原賠法3条1項に基づき主張できるが、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できることを「第3」で、それぞれ従前の主張を補充して再反論する。

第2 被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理は必要不可欠であり、これを許さないとして解釈することは憲法14条違反であること

1 被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理が必要不可欠なことは明らかであることにについて

(1) 不法行為に基づく慰謝料請求事件において原告の損害額を算定するに当たっては、加害者の故意又は過失の種類やその程度が斟酌されるというのが判例及び通説であり、このこと自体については当事者間で争いがない。

(2) また、原発事故の被害者である原告にとって本件訴訟の目的は、原発事故当時の地元自治体の首長という立場から、この原発事故の発生原因としての被告東電及び被告国責任を全面的に明らかにした上で、その責任と損害の実態に見合った完全賠償を実現し、喪失させられた信用・名誉を回復することにある。このようないくつかの目的を達成するためには被告東電の故意・過失の有無及び程度の審理が必要不可欠であることは言うまでもない。

(3) 被告東電は、故意過失責任を否定しているが、本件原発事故は、国会事故によつても「人災」と厳しく批判されているところである。

2 憲法14条違反であることについて

(1) 我が国においては、不法行為に基づく損害賠償責任について、種々の法律において無過失責任が採用されているが、いずれも不法行為の原則を定めた民法の特則を定める特別法として制定されている。そして、その特則として無過失責任を定めた場合であつても、その趣旨及び目的は、被害者保護のために、民法が定める故意過失責任の限定を解除して無過失責任にまで拡大することにあり、故意過失責任を排除して不間に付すこととするような特則まで置いた特別法は存在しない。

(2) このような特別法が存在しない理由は、被害者保護のために、損害賠償請求上の主張及び立証を容易にすべく、故意過失責任の限定を解除して無過失責任を認めることについては合理性があるが、故意過失責任を排除して不間に付することには、加害者を不当に優遇することにはなつても、被害者保護の目的には明らかに反して、何らの合理性も認められないからである。

(3) よつて、本件事故が原発事故であることを理由に、その被害者に限つて、事故の発生原因である加害者の故意過失責任の主張をすることが許されないと解釈することは、他の事故の場合に比して原発事故の被害者のみを不當に差別することに他ならず、法の下の平等原則を定めた憲法14条に反することは明らかである。

第3 原告は、被告東電の故意過失責任を原賠法3条1項に基づき主張することができる、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できること

1 原賠法3条1項の解釈について

(1) 原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」による場合を除き、無限定に「損害を賠償する責めに任ざる」と規定するのみで

あり、かつ、原賠法上に、「故意過失」を排除して「無過失責任」に限定する旨の規定は全く置かれていない。

(2) また、原賠法5条1項は、求償権の行使要件について「故意」という用語を用いて、損害を発生させた行為者の責任要件を規定しているので、同規定は、同法3条に故意過失といった責任要件が含まれていることを当然の前提とした上で規定されていると解する以外にない。

(3) よって、原告は、被告東電の故意過失責任を原賠法3条1項に基づき主張することができる。

2 被告東電が引用する裁判例との整合性について

被告東電が引用する水戸地裁判決及び東京地裁判決等の裁判例は、いずれも原賠法3条1項に故意過失が含まれているとの考えを前提としていると解される。

したがって、原賠法3条1項は、同項ただし書の「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱による場合を除く無過失責任を包括的に規定したものであるとの解釈は、これら裁判例とも整合する。

3 被告東電が引用する行政解釈について

この行政解釈も、原賠法3条1項自体においても故意過失責任が排除されているとの解釈まで示したものではない。

第4 総括

以上のとおり、原告は、被告東電の過失責任を、原賠法3条1項に基づき主張でき、仮に主張できないとすれば民法709条により主張できることは明らかである。

被告東電は、本件訴訟の重大な争点の一つである地震及び津波の予見可能性等の事項について、自らの無過失責任の主張を前提として、原告の正当な過失責任の主張を封じるために理不尽な反論を展開しているにすぎない。

以上

原告第9準備書面の要旨

※ 裁判については、第9準備書面内の言葉と同様とする。

第1 被告国の主張（反論）の概要

原告は、政府の地震調査研究推進本部が2002年7月に公表した「長期評価」に基いて、国には、本件事故の発生原因となつたと同程度の大津波が福島第一原発を襲来することが予見可能であつたにもかかわらず、事業者である被告東電に対し、その有する規制権限を全く行使しなかつたために本件事故を回避できなかつたと主張し、その行使すべき規制権限の例示として、電業法40条に基づく技術基準適合命令の権限を指摘している。

これに対し、被告国は、基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について技術基準適合命令を発令することはできなかつたと反論し、その理由として、本件事故当時の原子力規制の法体系においては前段規制、後段規制という段階的安全規制の構造となつていたことをあげる。

第2 原告の主張（再反論）の概要

1 原告の再反論の目的

被告国も、行政指導や設置許可処分の取消権限がどのように行使すべきであったとまで主張する必要は、本来はないはずである。しかし、被告国の上記の反論は、原子炉規制に関する法体系や伊方原発訴訟最判の判断に明らかに反する主張であつて到底看過できないので、本準備書面において、その点を明らかにしておくこととする。

2 原子炉規制に関する法体系に関する再反論

(1) 炉規法と電気事業法との関係について
実用発電用原子炉の安全規制に関しては、炉規法が適用されるが、これと並ん

で電業法の適用をも受けることとなる。そして、両者は、電業法が一般法、炉規法が特別法という関係になる

(2) 電業法による規制の体系について

- ① 電業法は、事業用電気工作物に対する規制に関する規制に關し、同法39条に基づく省令の定める技術基準及びその不適合に対する技術基準適合命令を同法による規制の全段階において適用すべきものとして位置付けている。
 - ② また、電業法39条に基づく省令の内容も、「基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項」を取り込み、より具体化して「技術基準を設け」ていることは明らかである。
- ③ 炉規法は、同法23条に原子炉の設置許可の規定を置き、同法24条にその許可基準の規定を置いて電業法の特則としている。しかし、この特則は、工事計画段階の規制を電業法による規制より厳しくする目的で付加的に設けられたに過ぎず、それ以上に電業法の定める技術基準が同法による規制の全段階に適用されることまで排除するものではない。

(3) 炉規法による規制の体系に関する伊方原発訴訟最判について

- ① 同最判は、國の規制が、前段規制、後段規制の如何にかかわらず、常に極めて高度な最新の科学的水準に基づいて行われることによって万が一にも事故が起こらないよう万全を期すべきであることを判示したものであることは明らかである。
- ② また、同最判は、後段規制の如何にかかわらず、常に極め一にも原子炉による災害が起こらないようにするために、行政庁が、各段階において、それぞれの規制の観点から最新の科学技術的知見に即応した審査を多量的に行って安全確保を徹底すべきであることを当然の前提としたものと解すべきであることもまた明らかである。

- (4) 平成24年炉規法改正との関係について
被告国は、平成24年炉規法改正を持ち出して、基本設計に係る原子炉設置許

可基準が改正された場合に、これを既に設置許可を受けている発電用原子炉施設にも遡及的に適用する制度は、この改正により導入されたと主張する。

しかし、この改正は、改正前においては単に意見を聽かれるだけの機関に過ぎなかった原資力安全委員会が原原子力規制委員会に改編されて、許可主体が経産大臣から原原子力規制委員会に変わり、かつ、「安全委員会の意見」に過ぎなかった原子力安全委員会の設置許可審査時ににおける審査指針類が、法令である「原子力規制委員会の定める規則」に替わったことに伴う当然の改正と解され、この改正を理由に被告国がその反論を正当化しようすることは、この改正の意義にそぐわないものである。

3 総括

被告国の反論がいづれも失当であることは明らかである。被告国が、本件事故以前から、このような規制権限の行使を殊更に自肅するような考へで、長年にわたつて事業者である被告東電等を指導監督していたとすれば、被告国のそのような誤つた指導監督が、本件事故の発生を未然に防止しなかつた要因と無関係ではないと責任を問われても仕方がない。

以 上